

## 竹原市移住者住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 竹原市への移住促進及び市内企業等における人材確保支援のため、竹原市に移住し、就業等に関する要件を満たした者に対し、予算の範囲内において竹原市移住者住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 市営住宅その他の公的住宅
  - イ 有償・無償を問わず、社宅、寮等事業主等から貸与されている住宅
  - ウ 家屋の一部を借り受けるなどの間借り住宅
  - エ 雇用関係にある企業又は雇用関係にある企業の役員並びに雇用主の所有する住宅
  - オ 3親等内の親族が所有している住宅
- (2) 家賃 賃貸借契約に定められた賃貸借料（管理費、共益費、駐車場使用料その他住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。
- (3) 市内企業等 市内に本社若しくは本店又は主たる事業所を有する法人のうち、次に掲げる法人を除いたものをいう。
  - ア 国又は地方公共団体が出資している法人
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む法人

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当でないとする法人

- (4) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、常勤している雇用形態（役員及び個人事業主を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

ア 令和7年3月1日以降に竹原市外から竹原市に住民票を移した者であること。

ただし、大学等の就学に伴い竹原市に住民票を置いたまま市外に居住していた者については、この限りでない。

イ 初回の補助金の申請時において、年齢が35歳未満であり、市内企業等への就業日から1年を経過していないこと。

ウ 令和7年3月1日以降に新たに竹原市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、当該住宅に定住していること。

エ 本市に、初回の補助金申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

オ 市内に他の住宅を所有又は借用していないこと。

カ 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2項第3号に規定する暴力団員又は暴力団員と関係を有する者ではないこと。（2人以上の世帯にあつては、世帯員も同様とする。）

キ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者いずれかの在留資格を有すること。

ク 申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、竹原市移住者住宅支援事業補助金、竹原市結婚新生活支援事業補助金、その他の公的制度による家賃の補助を受けていないこと。

ケ 補助金の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。

コ 本市に納付すべき税を滞納していないこと。

サ その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 令和7年4月1日以降、新たに市内企業等に正規雇用として就職した者であること。(出向により雇用契約を締結した者を除く。)

イ 市内企業等に、就業日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(補助金の額及び交付対象期間)

第4条 月額補助金の額は、月額家賃から就業先等から支給されている当該月分の住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、1万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付対象となる期間は、初回の交付申請した日の属する月から賃貸住宅を退去した日の属する月までとし、連続する24か月を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、竹原市移住者住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(契約者、家賃の額が分かるもの)

(3) 転入直前に、市外に居住していたことが分かる書類

(4) 就業証明書(竹原市移住者住宅支援事業補助金用)(様式第3号)

(5) その他補助金の交付のために要件を確認するに当たり必要な書類

2 現にこの要綱による補助金の交付を受けている者が前年度から引き続き補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに竹原市移住者住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合、前項に定める添付する書類の一部を省略することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定に係る申請により、様式の一式を受理した時は、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、竹原市移住者住宅支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不相当と認める場合、その理由を付して、竹原市移住者住宅支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに竹原市移住者住宅支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは竹原市移住者住宅支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金申請日の属する年度の3月31日までに竹原市移住者住宅支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写しなど）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、内容が適当であると認めるときは、交付額を確定し竹原市移住者住宅支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定者は前条の規定による確定通知書を受けた日から起算して10日以内に、竹原市移住者住宅支援事業補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しな

ければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

- 第11条 市長は、当該事業が適切に実施されていること等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めるものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

- 第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請をしていたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定の全部を取り消し、補助金の全額の返還を命令することができる。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付決定の一部を取り消し、転出又は退職した年度数に応じた補助金の額の返還を命令することができる。

- (1) 初回の補助金申請日から5年以内に竹原市外に転出した場合

- (2) 就業日から5年以内に市内企業等から退職した場合

- 3 前2項の規定については、雇用企業の倒産、災害、申請者の病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 4 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、竹原市移住者住宅支援事業補助金交付決定取消通知書(返還命令書)(様式第11号)により当該交付決定者に通知し、補助金の全額又は一部の返還を命令するものとする。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。